

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程（平成十六年埼玉県公営企業管理規程第十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三項中「管理部長」を「総務課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。